

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第557号 平成25年6月10日

## 認可外学校

学校教育法上の学校ではない、いわゆる「認可外学校」が注目されつつあるようです。

報道によると、札幌と旭川で少なくとも3施設がここ数年間で設立され、英語教育重視など独自の教育方針は一部の保護者からの支持を得ているとの事です（3月16日付北海道新聞）。

「認可外学校」は、学校教育法の第1条に定める学校（小学校、中学校及び高等学校等）以外の教育施設をいいますが、アメリカンスクールやブラジル学校など外国人向けの施設の他、学習塾等もこれに当たります。

「認可外学校」は、法律上の教育施設ではありませんが、教育施設として活動する事自体は差し支えありませんので、行政側の規制を受けず自由な教育を行う為に意図的に「認可外学校」を選択するケースも有るようです。

札幌市内にある「ISKインターナショナルスクール」は6歳から12歳の小学生が対象という事ですが、音楽はプロの演奏家が個人レッスンし、英語は外国人講師が週3回教えるとしています。このスクールに子供を通わせている保護者は「学校の授業は学習指導要領の範囲に限られる。スクールは能力を伸ばすため、個々に合った授業をしてくれる」と満足している様ですが、こうした保護者の意識の中には、現在の学校教育に対する不満や物足りなさが有るように感じます。

また、旭川市内にある「グレースマウンテンインターナショナルスクール」は、7歳から16歳の15人が在籍し、まだ卒業生は出ていませんが、全員高校卒業程度認定試験を受ける予定との事です（いずれも、3月16日付北海道新聞から）。このスクールは、正規の高校ではありませんから、本スクールを卒業してもそれだけでは高校卒業の資格は得られませんので、高校卒業程度認定試験を受けるというのは当然の事ではあります。

こうした「認可外学校」に通う子ども達は、本来通学すべき学校に在籍はしているものの殆ど登校していません。この様に、本来通うべき小中学校に通わない事に対して、文部科学省は「保護者が就学義務を果たしていない」と批判的ですが、札幌市教育委員会も旭川市教育委員会も共に、事実上黙認している状態です。

「認可外学校」については、保護者の間に一定のニーズがある事は確かですが、

一方で、その教育機関としての質の問題を見過ごすことは出来ません。仮に、「認可外学校」の主催者が、学習指導要領を超えた質の高い教育を実践しているといっても、現状においては、それを検証する仕組みは有りません。

大阪府立大学の吉田敦彦教授（教育学）は「社会が成熟すれば、学びの形や価値観が多様化するの自然の流れで、こうした民間の施設は今後更に増える」と述べておられます（3月16日付北海道新聞）。

「認可外学校」を巡る環境、時代の流れは吉田教授のご指摘の通りかも知れませんが、しかし、「認可外学校」に通っている子ども達は、本来通うべき学校には殆ど通学していないという実態にある事を考えると、「認可外学校」の教育機関としての機能や質が必要かつ十分なものであるのかどうかは、子ども達の教育を受ける権利を保障するという観点からも重要な問題です。従って「認可外学校」に対してはそれを黙認するという姿勢に止まる事なく、その機能や質を検証し保障する何らかの仕組みづくりについて検討して行く必要があるのではないのでしょうか。

（塾頭：吉田 洋一）